

指定管理者選定委員会の選定結果について（非公募）

北区役所健康福祉課所管の老人憩の家（４施設）の指定管理者の指定期間が平成 23 年 3 月 31 日に終了することに伴い、平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの指定管理者について、候補者を選定する審査を行った結果、施設の設置目的を効果的に達成するものとして、以下のとおり候補者を選定しました。

施設名及び所在地	指定管理者（候補者）
寿楽園 新潟市北区松浜 5 丁目 9 番地	新潟市北地区老人クラブ連合会 代表者 神田 恭之 住 所 新潟市北区三軒屋町 10 番 6 号
阿賀浜荘 新潟市北区三軒屋町 10 番 6 号	新潟市北地区老人クラブ連合会 代表者 神田 恭之 住 所 新潟市北区三軒屋町 10 番 6 号
しあわせ荘 新潟市北区島見町 242 番地	新潟市北地区老人クラブ連合会 代表者 神田 恭之 住 所 新潟市北区三軒屋町 10 番 6 号
新崎荘 新潟市北区新崎 3 丁目 1 番 26 号	新潟市北地区老人クラブ連合会 代表者 神田 恭之 住 所 新潟市北区三軒屋町 10 番 6 号

選定理由等

指定管理者 選定委員会	委員長 若 林 孝 （北区長） 委員 池 田 正 （北区社会福祉協議会会長） 委員 齋藤 岩雄 （北地区連合自治振興会会長） 委員 渡邊 敏文 （新潟医療福祉大学 講師） 委員 手島 敏男 （北区健康福祉課長）
開催日時 及び場所	平成 23 年 1 月 6 日(木)13:30～ 新潟市北役所 本館 2 階 応接室
指定期間 (予定)	平成 23 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日
選定理由	指定管理制度の導入方針において、老人憩の家は施設の設置趣旨や利用者状況などを勘案し、設置された地域における自治振興や施設運営の効率性などの観点から、地元の団体を指定することが適当であるとした施設です。 指定申請書提出団体は、新潟市老人憩の家条例第 12 条第 2 項の基準に適合するものとして、あらかじめ市が選考した団体です。 活動績や地域への奉仕性を含めて団体を評価し、事業計画書等の提出された書類を審査した結果、指定申請団体が老人憩の家の設置目的を効果的に達成することができると認めることができたため、当該団体を指定管理者の候補者として選定しました。
今後の スケジュール	平成 23 年 2 月議会の審議・議決を経て、候補者団体が指定管理者として決定されま す。
所管部署 (問合せ先)	北区役所 健康福祉課 担当：高齢介護係 TEL：025-387-1000 内線 1325 E-mail: kenko.n@city.niigata.lg.jp